

和泉市告示第118号

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第7条の3第1項第2号の特定工程及び同条第6項の特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成19年6月20日から実施する。

なお、平成18年和泉市告示第42号は平成19年6月19日限り廃止する。

平成19年5月17日

和泉市長 井坂 善行

記

1 中間検査を行う区域

和泉市全域

2 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくはその他の構造又はこれらの構造が混合した構造の建築物で次のいずれかに該当するもの。

- (1) 建築物の敷地が幅員4メートル未満の道路等に接するもの。
- (2) (1)以外の建築物のうち一戸建ての住宅、兼用住宅、併用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍又は下宿の用に供する建築物で、法第6条第1項に規定する確認若しくは法第6条の2第1項に規定する確認又は法第18条第2項に規定する通知(以下単に「確認」という。)の申請部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの。
- (3) (1)及び(2)以外の建築物のうち確認の申請部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は地階を除く階数が3以上のもの。

3 指定する特定工程

(1) 基礎工事に係る特定工程

上記2の項に規定する建築物のうち、同項(1)に掲げる建築物又は法第6条第1項第2号若しくは第3号に掲げる建築物(法第68条の20第1項又は第2項の規定により法第68条の11第1項の認証に係る型式に適合するとみなされる建築物を除く。)については、各棟毎に基礎(一棟の基礎の工事を2以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の基礎)の配筋工事を特定工程とする。

(2) 建方工事に係る特定工程

次の表の中欄に掲げる構造の区分に応じ、各棟毎にそれぞれ同表の右欄に掲げる工事(同表の右欄に掲げる工事を2以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の工事に限る。)を特定工程とする。ただし、法第7条の3第1項第1号の工程を含む建築物を除く。

項	構 造	特 定 工 程
1	木造	屋根の小屋組の工事(当該工事完了時において構造耐力上主要な部分である軸組み等に関する工事が完了していない場合は建方工事とし、構造耐力上主要な部分及び接合方法が目視できる工程に限る。)
2	鉄筋コンクリート造	1階柱又は壁と上部のはりとの接合部の配筋工事
3	鉄骨造	建方工事(第1節(主として柱を基礎等に緊結する部分)の建方工事に限る。)
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	1階柱又は壁と上部のはりとの接合部の配筋工事
5	その他の構造	建方工事
6	1の項から5の項までの構造の区分のうち2以上の構造の区分にわたる構造	該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事(主要構造物の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事)

4 指定する特定工程後の工程

(1) 基礎工事に関する特定工程後の工程

基礎に関する特定工程については、当該工程において配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事(以下「コンクリート打設工事」という。)を特定工程後の工程とする。

(2) 建方工事に関する特定工程後の工程

次の表の中欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる工事を特定工程後の工程とする。

項	構 造	特 定 工 程 後 の 工 程
1	木造	内装工事
2	鉄筋コンクリート造	1階立ち上がり部のコンクリート打設工事
3	鉄骨造	内装工事
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	1階立ち上がり部のコンクリート打設工事
5	その他の構造	内装工事
6	1の項から 5 の項までの構造の区分のうち 2 以上の構造の区分にわたる構造	4の(2)の表の6の項に掲げる工事に係る構造に対応する1の項から5の項までの構造の区分に応じて右欄に掲げる特定工程後の工程の工事

5 適用関係

- (1) この告示は、平成19年6月20日以後に確認の申請書を提出する建築物について適用し、この告示の適用前に確認の申請書を提出した建築物については、なお従前の例による。
- (2) 法第85条の適用を受ける建築物又は市長が別に定める建築物については、この告示の適用を除外する。